

目次

第1章 総則

1-1	目的	8
1-2	適用	8
1-3	用語の定義	8
1-4	二輪車の基準を適用する自動車	33
1-5	燃料の規格	34
1-6	国との業務協力	35

第2章 自動車の型式の指定等に係る審査の実施方法

2-1	審査の開始	36
2-2	審査の実施方法	36
2-3	自動車等の選定	36
2-4	試験結果の活用	36
2-5	自動車機構外における審査の実施	37
2-6	審査を停止する場合	37
2-7	審査を中止する場合	37
2-8	審査の処理期間	37
2-9	審査の手数料	37

第3章 自動車の型式の指定等に係る審査結果の通知方法

3-1	審査結果の通知方法	38
-----	-----------	----

第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法

4-1	敷地等における秩序維持等	39
4-2	自動車検査場における掲示等	40
4-3	自動車検査場における審査時間及び検査コースの閉鎖	42
4-4	不適切な補修等	42
4-5	製作年月日	44
4-6	審査の開始	44
4-7	審査の実施方法等	45
4-8	審査状況等の電磁的な記録	47
4-9	受検車両と書面の同一性確認	48
4-10	走行距離計表示値の確認	48
4-11	再入場	49
4-12	書面の提出又は提示	49
4-13	新規検査等の提出書面審査	52
4-14	並行輸入自動車の事前書面審査	52
4-15	改造自動車の事前書面審査	53
4-16	特種用途自動車の審査	53
4-17	貨物自動車の審査	54
4-18	破壊試験	55
4-19	自動車検査証の記載事項変更等に係る保安基準適合性の審査	56

4-20	架装等により車両重量が増加した乗用自動車等の審査	56
4-21	軌陸車等の架装の仕様の確認	57
4-22	貨物自動車等の燃料タンクの容量等の算定及び確認	58
4-23	基準適合性審査時におけるその他確認事項	58
4-24	車第番号等の打刻作業等	58
4-25	出張検査場における審査	58

第5章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法

5-1	審査結果の通知方法	59
5-2	審査結果通知情報の自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票への記載	59
5-3	審査結果通知情報	60
5-4	審査結果等の通知	78

第6章 新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車）

6-1	適用	80
6-2	長さ、幅及び高さ	80
6-3	最低地上高	80
6-4	車両総重量	80
6-5	軸重等	80
6-6	安定性	80
6-7	最小回転半径	80
6-8	接地部及び接地圧	80
6-9	原動機及び動力伝達装置	80
6-10	速度抑制装置	80
6-11	走行装置	80
6-12	操縦装置	83
6-13	かじ取装置	83
6-14	施錠装置等	84
6-15	トラック・バスの制動装置	84
6-16	乗用車の制動装置	84
6-17	二輪車の制動装置	84
6-18	大型特殊自動車等の制動装置	84
6-19	被牽引自動車の制動装置	84
6-20	牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置	84
6-21	緩衝装置	84
6-22	燃料装置	84
6-23	発生炉ガスの燃料装置	84
6-24	高圧ガスの燃料装置	84
6-25	電気装置	85
6-26	車枠及び車体	85

[目次]

6-27	フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	86	6-69	側方照射灯	98
6-28	オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	86	6-70	低速走行時側方照射灯	98
6-29	自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	86	6-71	車幅灯	98
6-30	ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	86	6-72	前部上側端灯	99
6-31	車枠及び車体の歩行者保護性能	86	6-72の2	昼間走行灯	99
6-32	車体表示	86	6-73	前部反射器	99
6-33	巻込防止装置	86	6-74	側方灯	99
6-34	突入防止装置	86	6-75	側方反射器	100
6-35	前部潜り込み防止装置	87	6-76	番号灯	100
6-36	連結装置	88	6-77	尾灯	100
6-37	乗車装置	88	6-78	後部霧灯	101
6-38	運転者席	88	6-79	駐車灯	101
6-39	座席	88	6-80	後部上側端灯	101
6-40	補助座席定員	88	6-81	後部反射器	101
6-41	座席ベルト等	88	6-82	大型後部反射器	101
6-42	座席ベルト非装着時警報装置	89	6-83	再帰反射材	102
6-43	頭部後傾抑止装置等	89	6-84	制動灯	102
6-44	年少者用補助乗車装置等	89	6-85	補助制動灯	102
6-45	通路	89	6-86	後退灯	102
6-46	立席	89	6-87	方向指示器	103
6-47	乗降口	89	6-88	補助方向指示器	103
6-48	非常口	89	6-89	非常点滅表示灯	103
6-49	物品積載装置	89	6-90	緊急制動表示灯	103
6-50	高圧ガス運送装置	90	6-91	後面衝突警告表示灯	103
6-51	窓ガラス	90	6-92	その他の灯火等の制限	103
6-52	窓ガラス貼付物等	90	6-93	警音器	104
6-53	騒音防止装置	90	6-94	非常信号用具	104
6-54	排出ガス等発散防止装置	91	6-95	警告反射板	104
6-55	排気管からの排出ガス発散防止性能	91	6-96	停止表示器材	104
6-56	排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持	93	6-97	盗難発生警報装置	104
6-57	ブローバイ・ガス還元装置	93	6-98	車線逸脱警報装置	104
6-58	燃料蒸発ガス発散防止装置	93	6-99	後写鏡	104
6-59	冷房装置の導管等	93	6-100	直前及び側方の視界	105
6-60	排気管	93	6-101	窓ふき器等	105
6-61	窒素酸化物排出自動車等の特例	93	6-102	速度計等	105
6-62	走行用前照灯	93	6-103	消火器	105
6-63	すれ違い用前照灯	96	6-104	内圧容器及びその附属装置	105
6-64	配光可変型前照灯	96	6-105	運行記録計	105
6-65	前照灯照射方向調節装置	96	6-106	速度表示装置	106
6-66	前照灯洗浄器	96	6-107	緊急自動車	106
6-67	前部霧灯	97	6-108	道路維持作業用自動車	106
6-68	前部霧灯照射方向調節装置	97	6-109	自主防犯活動用自動車	106
			6-110	旅客自動車運送事業用自動車	106
			6-111	ガス運送容器を備える自動車等	106
			6-112	火薬類を運送する自動車	106
			6-113	危険物を運送する自動車	106
			6-114	乗車定員	106

[目次]

6-115	最大積載量	106	7-38	運転者席	428
6-116	臨時乗車定員	106	7-39	座席	433
第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査					
7-1	適用	107	7-40	補助座席定員	460
7-2	長さ、幅及び高さ	108	7-41	座席ベルト等	461
7-3	最低地上高	118	7-42	座席ベルト非装着時警報装置	478
7-4	車両総重量	119	7-43	頭部後傾抑止装置等	479
7-5	軸重等	120	7-44	年少者用補助乗車装置等	481
7-6	安定性	126	7-45	通路	487
7-7	最小回転半径	131	7-46	立席	490
7-8	接地部及び接地圧	135	7-47	乗降口	491
7-9	原動機及び動力伝達装置	136	7-48	非常口	504
7-10	速度抑制装置	141	7-49	物品積載装置	508
7-11	走行装置	145	7-50	高圧ガス運送装置	516
7-12	操縦装置	152	7-51	窓ガラス	517
7-13	かじ取装置	163	7-52	窓ガラス貼付物等	526
7-14	施錠装置等	176	7-53	騒音防止装置	534
7-15	トラック・バスの制動装置	178	7-54	排出ガス等発散防止装置	573
7-16	乗用車の制動装置	225	7-55	排気管からの排出ガス発散防止性能	574
7-17	二輪車の制動装置	243	7-56	排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持	614
7-18	大型特殊自動車等の制動装置	253	7-57	ブローバイ・ガス還元装置	624
7-19	被牽引自動車の制動装置	262	7-58	燃料蒸発ガス発散防止装置	626
7-20	牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置	270	7-59	冷房装置の導管等	628
7-21	緩衝装置	300	7-60	排気管	629
7-22	燃料装置	302	7-61	窒素酸化物排出自動車等の特例	631
7-23	発生炉ガスの燃料装置	306	7-62	走行用前照灯	637
7-24	高圧ガスの燃料装置	307	7-63	すれ違い用前照灯	646
7-25	電気装置	331	7-64	配光可変型前照灯	659
7-26	車枠及び車体	347	7-65	前照灯照射方向調節装置	668
7-27	フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	362	7-66	前照灯洗浄器	669
7-28	オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	366	7-67	前部霧灯	671
7-29	自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	371	7-68	前部霧灯照射方向調節装置	676
7-30	ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	378	7-69	側方照射灯	677
7-31	車枠及び車体の歩行者保護性能	383	7-70	低速走行時側方照射灯	680
7-32	車体表示	391	7-71	車幅灯	682
7-33	巻込防止装置	393	7-72	前部上側端灯	690
7-34	突入防止装置	397	7-72の2	昼間走行灯	694
7-35	前部潜り込み防止装置	420	7-73	前部反射器	698
7-36	連結装置	424	7-74	側方灯	701
7-37	乗車装置	425	7-75	側方反射器	708
			7-76	番号灯	714
			7-77	尾灯	717
			7-78	後部霧灯	724
			7-79	駐車灯	728
			7-80	後部上側端灯	734
			7-81	後部反射器	737
			7-82	大型後部反射器	741

[目次]

7-83	再帰反射材	744	8-11	走行装置	145
7-84	制動灯	749	8-12	操縦装置	152
7-85	補助制動灯	757	8-13	かじ取装置	163
7-86	後退灯	761	8-14	施錠装置等	176
7-87	方向指示器	768	8-15	トラック・バスの制動装置	178
7-88	補助方向指示器	801	8-16	乗用車の制動装置	225
7-89	非常点滅表示灯	804	8-17	二輪車の制動装置	243
7-90	緊急制動表示灯	809	8-18	大型特殊自動車等の制動装置	253
7-91	後面衝突警告表示灯	813	8-19	被牽引自動車の制動装置	262
7-92	その他の灯火等の制限	815	8-20	牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置	270
7-93	警音器	823	8-21	緩衝装置	300
7-94	非常信号用具	827	8-22	燃料装置	302
7-95	警告反射板	828	8-23	発生炉ガスの燃料装置	306
7-96	停止表示器材	829	8-24	高圧ガスの燃料装置	307
7-97	盗難発生警報装置	831	8-25	電気装置	331
7-98	車線逸脱警報装置	832	8-26	車枠及び車体	347
7-99	後写鏡	835	8-27	フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	362
7-100	直前及び側方の視界	848	8-28	オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	366
7-101	窓ふき器等	855	8-29	自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	371
7-102	速度計等	859	8-30	ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	378
7-103	消火器	863	8-31	車枠及び車体の歩行者保護性能	383
7-104	内圧容器及びその附属装置	867	8-32	車体表示	391
7-105	運行記録計	868	8-33	巻込防止装置	393
7-106	速度表示装置	870	8-34	突入防止装置	397
7-107	緊急自動車	872	8-35	前部潜り込み防止装置	420
7-108	道路維持作業用自動車	875	8-36	連結装置	424
7-109	自主防犯活動用自動車	876	8-37	乗車装置	425
7-110	旅客自動車運送事業用自動車	877	8-38	運転者席	428
7-111	ガス運送容器を備える自動車等	884	8-39	座席	433
7-112	火薬類を運送する自動車	887	8-40	補助座席定員	460
7-113	危険物を運送する自動車	888	8-41	座席ベルト等	461
7-114	乗車定員	891	8-42	座席ベルト非装着時警報装置	478
7-115	最大積載量	893	8-43	頭部後傾抑止装置等	479
7-116	臨時乗車定員	897	8-44	年少者用補助乗車装置等	481
			8-45	通路	487
			8-46	立席	490
			8-47	乗降口	491
			8-48	非常口	504
			8-49	物品積載装置	508
			8-50	高圧ガス運送装置	516
			8-51	窓ガラス	517
			8-52	窓ガラス貼付物等	526
第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）					
8-1	適用	107			
8-2	長さ、幅及び高さ	108			
8-3	最低地上高	118			
8-4	車両総重量	119			
8-5	軸重等	120			
8-6	安定性	126			
8-7	最小回転半径	131			
8-8	接地部及び接地圧	135			
8-9	原動機及び動力伝達装置	136			
8-10	速度抑制装置	141			

[目次]

8-53	騒音防止装置	534	8-98	車線逸脱警報装置	832
8-54	排出ガス等発散防止装置	573	8-99	後写鏡	835
8-55	排気管からの排出ガス発散防止性能	574	8-100	直前及び側方の視界	848
8-56	排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持	614	8-101	窓ふき器等	855
8-57	ブローバイ・ガス還元装置	624	8-102	速度計等	859
8-58	燃料蒸発ガス発散防止装置	626	8-103	消火器	863
8-59	冷房装置の導管等	628	8-104	内圧容器及びその附属装置	867
8-60	排気管	629	8-105	運行記録計	868
8-61	窒素酸化物排出自動車等の特例	631	8-106	速度表示装置	870
8-62	走行用前照灯	637	8-107	緊急自動車	872
8-63	すれ違い用前照灯	646	8-108	道路維持作業用自動車	875
8-64	配光可変型前照灯	659	8-109	自主防犯活動用自動車	876
8-65	前照灯照射方向調節装置	668	8-110	旅客自動車運送事業用自動車	877
8-66	前照灯洗浄器	669	8-111	ガス運送容器を備える自動車等	884
8-67	前部霧灯	671	8-112	火薬類を運送する自動車	887
8-68	前部霧灯照射方向調節装置	676	8-113	危険物を運送する自動車	888
8-69	側方照射灯	677	8-114	乗車定員	891
8-70	低速走行時側方照射灯	680	8-115	最大積載量	893
8-71	車幅灯	682	8-116	臨時乗車定員	897
8-72	前部上側端灯	690	第9章 立ち入り検査又は街頭検査		
8-72の2	昼間走行灯	694	9-1	適用	898
8-73	前部反射器	698	9-2	審査項目等	898
8-74	側方灯	701	第10章 臨時検査		
8-75	側方反射器	708	10-1	適用	898
8-76	番号灯	714	10-2	審査項目等	898
8-77	尾灯	717	第11章 雑則		
8-78	後部霧灯	724	11-1	業務量統計システム	898
8-79	駐車灯	728	附則		
8-80	後部上側端灯	734	898		
8-81	後部反射器	737	別表		
8-82	大型後部反射器	741	別表1	添付書面一覧	901
8-83	再帰反射材	744	別表2	外国の試験機関	911
8-84	制動灯	749	別表3	審査の実施の方法	914
8-85	補助制動灯	757	別表4	ロードインデックスに対応する負荷能力	917
8-86	後退灯	761			
8-87	方向指示器	768	別表5	異なる速度における負荷能力	918
8-88	補助方向指示器	801	別表6	NOx・PM法対策地域及びNOx法特定地域	919
8-89	非常点滅表示灯	804			
8-90	緊急制動表示灯	809	別表7	排出ガス規制区分別排出基準の適否	920
8-91	後面衝突警告表示灯	813	別表8	窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準	921
8-92	その他の灯火等の制限	815	別表9	NOx・PM法の特定期日	922
8-93	警音器	823			
8-94	非常信号用具	827			
8-95	警告反射板	828			
8-96	停止表示器材	829			
8-97	盗難発生警報装置	831			

[目次]

様式

様式 1	自動車の審査結果通知書	923
様式 2	特定装置の審査結果通知書	924
様式 3	共通構造部の審査結果通知書	925
様式 4	添付書面の審査結果通知書	926
様式 5	道路運送車両の保安基準第 56 条第 4 項の規定に基づく試験自動車の審査結果通知書	927
様式 6	原動機付三・四輪自転車の型式認定申請に係る現車審査の審査結果通知書	928
様式 7	自動車検査票 1	929
様式 8	自動車検査票 2	930
様式 9	審査結果通知書 1	931
様式 10	審査結果通知書 2	932
様式 11	備考欄記入事項連絡票	933
様式 12	使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の試験成績書	934
様式 13	自動車排出ガス試験結果証明書	937

別添

別添 1	試験規程	938
別添 2	新規検査等提出書面審査要領	944
別添 3	並行輸入自動車審査要領	994
別添 4	改造自動車審査要領	1066
別添 5	出張検査実施要領	1091
別添 6	街頭検査等実施要領	1092
別添 7	自動車の走行性能の技術基準	1095
別添 8	連結車両の走行性能の技術基準	1097
別添 9	近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）	1099
別添 10	近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）	1102
別添 11	無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法	1105
別添 12	無負荷急加速黒煙の測定方法	1107
別添 13	灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法	1108
別添 14	ワンマンバスの構造要件	1116
別添 15	ワンマンバスの構造要件（平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車に適用）	1118
別添 16	業務量統計システム報告要領	1121

付録

1.	自動車の用途等の区分について（依命通達）	1126
2.	「自動車の用途等の区分について（依命通達）」の細部取扱いについて	1132

3.	大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）	1161
4.	横滑り量の例外的取扱い車両一覧表	1172
5.	自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）	1257
6.	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 別添 52 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	1264
7.	自動車検査業務等実施要領について（依命通達）	1340
8.	改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について	1384
9.	道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について（依命通達）	1390
10.	道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項及び第 6 項の規定に基づく自動車の指定並びに同条第 6 項及び第 62 条の 5 の規定に基づく基準の指定について（依命通達）	1392

独立行政法人自動車技術総合機構 審査事務規程

制 定	平成28年4月1日	規程第2号
第1次改正	平成28年6月30日	規程第52号
第2次改正	平成28年7月29日	規程第56号
第3次改正	平成28年10月7日	規程第66号
第4次改正	平成28年10月21日	規程第67号
第5次改正	平成28年10月28日	規程第70号
第6次改正	平成28年12月22日	規程第75号
第7次改正	平成29年2月9日	規程第87号
第8次改正	平成29年3月30日	規程第91号
第9次改正	平成29年4月4日	規程第1号
第10次改正	平成29年4月28日	規程第3号
第11次改正	平成29年6月22日	規程第4号
第12次改正	平成29年6月29日	規程第8号
第13次改正	平成29年10月10日	規程第18号
第14次改正	平成29年11月22日	規程第19号

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
7-2 長さ、幅及び高さ	8-2 長さ、幅及び高さ [審査事項なし]

7-2-1 テスタ等による審査

(1) 自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ（セミトレーラにあつては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12m（セミトレーラのうち7-2-2で定めるものにあつては、13m）、幅2.5m、高さ3.8mを超えてはならない。（保安基準第2条第1項関係、細目告示第6条第1項関係、細目告示第84条第1項関係）

- ① 空車状態（細目告示第6条第1項第1号関係、細目告示第84条第1項第1号関係）
- ② はしご自動車のはしご、架線修理自動車のやぐらその他走行中に格納されているものについては、これらの装置を格納した状態（細目告示第6条第1項第2号関係、細目告示第84条第1項第2号関係）
- ③ 折畳式のほろ、工作自動車の起重機その他走行中に種々の状態で使用されるものについては、走行中使用される全ての状態。

ただし、外開き式の窓及び換気装置については、これらの装置を閉鎖した状態とし、また、故障した自動車を吊り上げて牽引するための装置（格納できるものに限る。）については、この装置を格納した状態とする。（細目告示第6条第1項第3号関係、細目告示第84条第1項第3号関係）

- ④ 車体外に取付けられた後写鏡、後方等確認装置、7-100に規定する鏡その他の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取外した状態。

この場合において、車体外に取付けられた後写鏡、後方等確認装置及び7-100に規定する鏡その他の装置は、当該装置に取付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。（細目告示第6条第1項第4号関係、細目告示第84条第1項第4号関係）

- ⑤ 直進姿勢にある状態（細目告示第6条第2項関係、細目告示第84条第2項関係）

(2) 自動車の長さ、幅及び高さは、(1)の状態の自動車を基準面に置き、巻尺等を用いて次に掲げる寸法を測定した値（単位はcmとし、1cm未満は切り捨てるものとする。）とする。（細目告示第6条第2項関係、細目告示第84条第2項関係）

- ① 長さについては、自動車の最も前方及び後方の部分を基準面に投影した場合において、車両中心線に平行な方向の距離
- ② 幅については、自動車の最も側方にある部分〔大型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ、ディスクホイール及びこれに付随して回転する部分並びに7-87に規定される装置のうち自動車の両側面に備える方向指示器（大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。）を除く。〕を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離
- ③ 高さについては、自動車の最も高い部分と基準面との距離

(3) 外開き式の窓及び換気装置、後写鏡、後方等確認装置並びに7-100に規定する鏡その他の装置は、次に定める状態で測定した場合において、その自動車の最外側から250mm以上、その自動車の高さから300mm以上突出してはならない。

ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡及び後方等確認装置に限り、被牽引自動車の最外側から250mmまで突出することができる。（保安基準第2条第2項関係、細目告示第6条第4項関係、細目告示第84条第4項関係）

- ① 外開き式の窓及び換気装置にあつては、開放した状態
- ② 後写鏡、後方等確認装置及び7-100に規定する鏡その他の装置にあつては、取付けられた状態

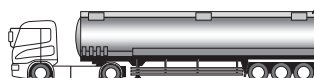
7-2-2 視認等による審査

7-2-1 (1) の「7-2-2で定めるもの」とは、物品を積載する装置について視認等その他適切な方法により審査したときに、次のいずれかに該当する構造を有するセミトレーラとする。（保安基準第2条第1項関係、細目告示第6条第3項関係、細目告示第84条第3項関係）

- ① バン又はこれに類するもの（荷台の上方が開放されたものを除く。）
※車体の形状：バンセミトレーラ、冷蔵冷凍セミトレーラ等



- ② タンク又はこれに類するもの
※車体の形状：タンクセミトレーラ、粉粒体運搬セミトレーラ、コンクリートミキサーセミトレーラ等



- ③ 両側端が固定された幌骨で支持された幌によって荷台の前端から後端までの上方の全てが覆われるもの（可動式のものを除く。）
※車体の形状：セミトレーラ等



- ④ コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの
※車体の形状：コンテナセミトレーラ等



- ⑤ 専ら車両を運搬する構造のもの
※車体の形状：セミトレーラ等



- ⑥ 荷台に後煽、側煽及び固縛金具を備えるもの又はこれに類するもの（積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。）
※車体の形状：セミトレーラ、ダンプセミトレーラ等



- ⑦ 荷台に固定式のスタンション（荷台の両側端に沿って備えられるスタンション（荷台の前端に沿って備えられるものを除く。）にあつては、脱着式のものであつてもよい。）及び固縛金具を備えるもの（積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。）
※車体の形状：セミトレーラ等



- ⑧ 船底状にくぼんだ荷台及び固縛金具を備え、かつ、荷台の船底状のくぼみの傾斜角が 27° 以上であるもの（積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。）
※車体の形状：セミトレーラ等



7-2-3 書面等による審査

[7-2-2⑥のセミトレーラ]

(1) 物品を積載する装置について書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から④に掲げる全ての構造を有するセミトレーラは、7-2-2⑥の構造要件に適合するものとする。

① 鳥居

ア 鳥居の支柱の合計断面係数は、次式により算出された値以上であること。

この場合において、鳥居の支柱の床上高さが側煽の支柱の床上高さを超える場合にあつては、「鳥居の支柱の床上高さ」を「側煽の支柱の床上高さ」と読み替えて適用することができる。

必要な最低合計断面係数 Z (mm³)

$$Z = \frac{F \times 1.6 \times \text{鳥居の支柱の床上高さ (mm)}}{\text{引張り強さ (N/mm}^2\text{)} \times 2}$$

鳥居の支柱に加わる力 F (N)

$$F = \text{当該自動車の最大積載量 (kg)} \times 0.2 \times 10$$

(参考) 必要な最低合計断面係数 (最大積載量 30,000kg、材質 SS400 の場合)

鳥居の支柱の床上高さ	最低合計断面係数
1,000mm	120,000mm ³
1,200mm	144,000mm ³
1,400mm	168,000mm ³
1,600mm	192,000mm ³
1,800mm	216,000mm ³
2,000mm	240,000mm ³
2,200mm	264,000mm ³
2,400mm	288,000mm ³

イ 鳥居の面材の厚さは、材質に応じて次表に掲げる厚さ以上であること。

なお、表に掲げる材質以外のものを用いる場合には、同等強度以上のものであればよい。

付 録

1. 自動車の用途等の区分について（依命通達）	1126
2. 「自動車の用途等の区分について（依命通達）」の細部取扱いについて	1132
3. 大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）	1161
4. 横滑り量の例外的取扱い車両一覧表	1172
5. 自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）	1257
6. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 別添52 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	1264
7. 自動車検査業務等実施要領について（依命通達）	1340
8. 改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について（依命通達）	1384
9. 道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について（依命通達）	1390
10. 道路運送車両法施行規則第36条第5項及び第6項の規定に基づく自動車の指定並びに同条第6項及び第62条の5の規定に基づく基準の指定について（依命通達）	1392

独立行政法人自動車技術総合機構 審査事務規程

第 14 次改正 平成 29 年 11 月 22 日

■発行日 平成 30 年 1 月

■定価 6000 円 送料 600 円（共に税込み）

■発行所 株式会社論出版

お求めは、自動車修理専門書店 TEBRA へ

<http://tebra.jp/>